

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

～ 申請期限が迫っております ～

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給されます。対象の方は、申請忘れのないようにご確認ください。(既に令和5年度中に子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方は対象外です。)

なお、この給付金は、令和5年3月28日に閣議決定されたものです。

1. 支給対象者

<ひとり親の世帯>

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(家計急変者)

<ひとり親世帯以外の世帯>

- ①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を長瀬町から受給した方
- ②①に該当しない方で、対象児童(平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童(※1))の養育者(生計中心者)であり、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった方(家計急変者)

(※1)特別児童扶養手当対象の障がい児については平成15年4月2日から令和6年2月29日までに出生した児童

2. 支払い方法

支給対象者①: 令和5年5月31日に支給済みのため、口座をご確認ください。

支給対象者②又は③: **申請書の提出が必要**



**必要書類をそろえて、申請者本人(現在所得が高い養育者)が健康こども課までお越しください。**

<必要書類>

【必ず提出するもの】

- 申請者の本人確認書類       申請者名義の口座がわかるもの(通帳等)
- 申請者及び配偶者の給与明細や帳簿、年金振込通知等の収入がわかる書類

【該当の方のみお持ちください】

- 対象児童の世帯の住民票(児童が長瀬町外在住の場合)
- 公務員児童手当受給状況証明欄が記入済みの申請書(公務員の方のみ)

3. 共通事項

・ **申請期限 令和6年2月29日(木)**

・ 支給額 児童一人当たり5万円

・ 受付場所 役場健康こども課窓口

申請書類は、町HPからダウンロードしていただくか、窓口でも配布しています。

【問合せ】健康こども課 子育て支援担当 ☎66・3111 (内線134・135)

※(裏面)住民税均等割が非課税相当の収入の目安

【表】 個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額《目安》

世帯の人数（※2）	非課税相当収入限度額
2人（例）夫（婦）、子1人	1,378,000円（月約114,833円以下）
3人（例）夫婦、子1人	1,680,000円（月約140,000円以下）
4人（例）夫婦、子2人	2,097,000円（月約174,750円以下）
5人（例）夫婦、子3人	2,497,000円（月約208,083円以下）
6人（例）夫婦、子4人	2,897,000円（月約241,416円以下）

（※2） 世帯人数は、「申請者本人」、「同一生計配偶者（収入金額103万円（月約85,833円）以下の者）」、「扶養親族（16歳未満の者も含む）」の合計人数です。

<家計急変について>

令和4年中は一定の収入があったため令和5年度は住民税が課税となっている方が、食費等の物価高騰の影響を受けて収入が減少し、令和5年1月1日以降のいずれか1か月の収入額（給与であれば「総支給額」）を12倍（12か月換算）とした年収見込額が、住民税非課税相当とみなされる場合に支給対象となります。